

都南自動車教習所 オンライン学科教習利用規約

1 オンライン学科教習

当所の実施する学科教習のうち、「指定自動車教習所におけるオンラインによる学科教習の実施について（通達）」（警察庁丁運発第93号。なお、通達の内容に変更があった場合は変更後の通達を含みます。）に従いその教習内容の全部をデジタルコンテンツ化し、インターネットを利用した動画配信システムによってこれを入所者に配信して実施するものをいいます。

2 オンライン学科教習を配信するシステム

当所は、オンライン学科教習を配信するシステム（以下、「システム」といいます。）として株式会社ノイマンの提供する「N-LINE」を使用します。

3 受講に必要なもの

入所者がオンライン学科教習を受講するために必要なものは次のとおりです。これらの準備費用やランニング費用（通信費、電気料金等を含みます。）に関し当所は一切負担いたしません。

- ① 動画配信を受信できるインターネット環境
- ② パソコン、スマートフォン、タブレット端末などのインターネット閲覧用機器で、受講中の入所者の顔認証ができるカメラが内蔵（もしくは外付けにより設定）されているもの（以下、「認証・視聴用端末」といいます。）
- ③ 学科教本、筆記用具

4 オンライン学科教習の受講までの手続き

（1）アカウントの登録

オンライン学科教習を利用するにはシステムへのアカウント登録が必要です。この登録には、入所者の氏名やメールアドレス等の他に、顔写真の登録が含まれます。なお、顔写真は運転免許用の写真の基準に準じて入所者の費用負担で撮影しなければなりません。

（2）先行学科の受講等

学科教習第1段階、教習項目1「運転者の心得」（対面実施）を受講後、当所がその受講結果をシステムに登録した後になければオンライン学科教習を受講できません。この登録には、通常1時間～2時間程度を要します。

5 オンライン学科教習の配信日、配信時間

オンライン学科教習は当所の営業日において24時間配信します。当所の休業日（毎週

月曜日、年末年始の休業期間、その他当所が休業日として定める日)についてはその当日0時から24時までの間は視聴できなくなりますので、休業日前日の受講については受講開始時間及び受講終了時間それぞれについてご注意ください。

6 履修確定とシステムへの登録、学科効果測定を受験

- (1) 入所者がオンライン学科教習1時限(50分間)のすべてを視聴し終え、かつ、システムによるエラー判定を受けなかった場合でも、次の(2)の確認と登録を受けなければ履修が確定しません。
- (2) オンライン学科教習中は、認証・視聴用端末のカメラにより随時写真が撮影されてシステムに保存されます。当所が、システムに保存された写真を直接確認し、入所者本人が適正に受講をしたと認めた場合に限り教習が成立したものとしてシステムに履修を登録します。
- (3) 写真の確認並びに履修の登録については、受講後概ね24時間以内(ただし、営業時間外となる時間は除きます。)に実施します。この確認中は学科効果測定を受験できません。

7 再履修

次の場合はオンライン学科教習を受講した後であってもシステムに登録されず、再履修が必要になります。再履修が必要になったことに対して当所は一切の責任を負いません。

- ① システムが入所者を認証できないとき。または、受講中に認証できなくなったとき。
- ② インターネット回線の不調、機器の不具合などにより教習が途切れたとき。(入所者に責任のないシステム自体の不具合によるものを含みます。オンライン学科教習の性質上、不可避免的に生じ得るものであるためご理解下さい。)
- ③ 認証・視聴用端末のカメラに、入所者以外の第三者や動物等が頻繁に映り込む環境で受講したとき。
- ④ 次に該当する行為があった場合。または該当するものと当所が合理的に判定した場合。
 - 居眠り
 - 姿勢の不良(横向きに寝た姿勢、仰向け姿勢など)
 - 離席
 - 顔認証の拒否(カメラを塞いだり、撮影を停止したりする行為)
 - 他者との会話
 - 飲食、喫煙
 - 認証・視聴用端末以外の端末による視聴(テレビ画面にミラーリングして視聴)

するような例)

- ⑤ 随時出題される小テストに一定時間回答がない場合。

8 権利の帰属

システム及びシステムを通じて配信されるオンライン学科教習の映像に係る著作権等の一切の知的財産権は当所又は第三者に帰属するものであり、入所者はオンライン学科教習の受講以外の目的でこれらを利用することはできないものとします。

9 禁止行為

入所者が次のいずれかの行為をした場合には、その理由を問わずオンライン学科教習利用を停止します。また、行為が特に悪質と認められる場合には退所していただきます。

- ① 本規約に違反する行為
- ② 法令若しくは公序良俗に反する行為
- ③ 不正行為（なりすまし、詐欺、顔認証の拒否など）
- ④ 当所または第三者（当所の役職員及び他の入所者を含みます。）の権利を侵害する行為
- ⑤ 入所者以外の者（本人以外の入所者も含みます。）にオンライン学科教習を閲覧させる行為、またはオンライン学科教習の内容を録音・録画、撮影、保存・複製する行為
- ⑥ その他、前項に準ずる不適切行為

10 損害の発生

前項の行為によって当所または第三者に損害が生じた場合、入所者はこれを賠償する責任を負うとともに、前項⑤の行為を行った場合には当所の指定する方法により保存・複製したものを復元不可能な形で削除するものとします。

11 個人情報の取り扱い、履修確認に関する問い合わせ

- (1) 当所は、入所者の個人情報に関し、当所個人情報保護規程に従い適切に管理します。
- (2) 履修確認に関する問い合わせについては、当該オンライン学科教習を受講した日から起算して 30 日以内に限り受け付けます。

令和 6 年 8 月 23 日改正

令和 7 年 5 月 6 日改正